



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「右折」

【事故概要】

信号機がある十字路交差点を青信号で右折しようとした乗用車が、青信号で横断歩道を横断する歩行者に気づいて一旦停止し、歩行者が横断後、再度発進した際、青信号が点滅になったため走って横断してきた別の歩行者と衝突したものの。

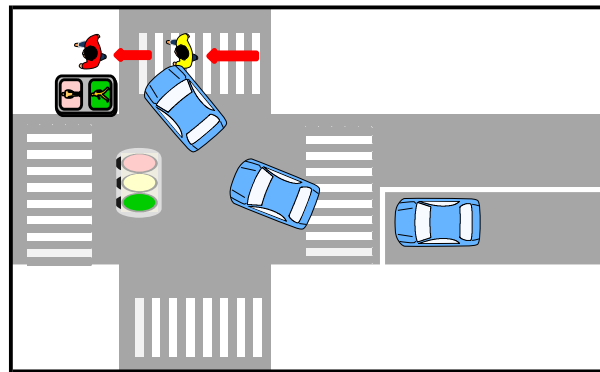
ドライバー語録

「えっ、分からなかったよ。」

「歩行者は、もういないと思った。」

「歩行者が行ったので、車を発進させたら突然、目の前に歩行者が来たんだ。」

「あとさ、点滅信号で走って横断するのやめてよね。」



首を振って顔を向けて安全確認！

右折するとき、「曲がる方向の安全確認」は大事なことです。さらに大事なことは「曲がる方向の内側右後方の安全確認」です。しかし、曲がる方向の内側を確認するには、首を振って顔を向けないと視野に入ってきません。

交通量が多い交差点では、右折できるタイミングにばかり気を取られがちになります。今なら曲がる（行ける）と思って右折した際、右後方から歩行者や自転車が現れて「ひやっ」とした経験はありませんか。

右折時は、曲がる方向の内側も首を振って確認して、左右を広く確認することが大切です。

安全が確認できたら、ゆっくりと前に進みましょう。

追伸 クルマを運転するときは、首の柔軟体操もおかないとね。



歩行者用信号の青信号が点滅しているときの意味は？

交通ルールでは、歩行者用信号機の青信号が点滅しているときは、「歩行者は横断を始めてはならない。横断中の歩行者は速やかに横断を終わるか、引き返さなければならない。」となっています。横断中の歩行者は今いる場所から渡ってしまった方が安全か、それとも戻った方が安全かを判断する必要があります。

「黄色信号で突っ込んでくるクルマ」と同様に、「歩行者用の青信号が点滅しているときに突っ込んでくる歩行者がいるかもしれない」ので注意が必要です。特に自転車はスピードも出るので要注意です。

「第30回セーフティ123キャンペーン参加募集」について

「セーフティ123キャンペーン」は、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンで、今年で第30回目となります。

セーフティ123は、毎回2万人以上の方々にご参加いただいております。模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

☆キャンペーン実施期間☆ 令和5年6月15日から令和5年10月15日までの123日間

- 3人で1チームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。

参加方法：1チーム3人でのお申込み(1チーム 2,400円、お1人様当たり 800円)

- 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。
 - 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
 - ・ 1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。
 - ・ SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。
- ※ SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」をご覧ください。

参加について

募集期間「令和5年5月1日(月)から令和5年6月14日(水)まで
 県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置き「応募申込みパンフレット」をご覧の上、お申し込みください。

協賛について

協賛金は「1口1万円、1口以上」から、又は協賛品を受け付けております。協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただきます。
 ご協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。

協賛金お振込先

- ◆口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会
- ◆口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。**※令和5年4月から窓口の一部変更があります。**

交通事故相談窓口 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
 ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432, 2433	毎月第2・第4金曜日 （要予約）（4月と7月は第1・第3金曜日）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 （4月と7月は、第1・第3金曜日） 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ(要予約)
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター（※リモート相談のみ、要予約）	0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	